【規程番号　行法Ⅵ－009】

行吉学園通勤手当支給要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、行吉学園給与規程（以下「規程」という。）第 22 条の規定に基づき、通勤手当（以下「手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通勤の方法）

第２条　教職員は、原則として電車、バス等の公共交通機関（以下「交通機関」という。）を利用して通勤するものする。

　但し､交通機関を利用して通勤することが困難な教職員で特に理事長の許可を得た者は、自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車等（以下「自動車等」という。）を使用して通勤することができるものとする。

（自動車等通勤の許可）

第３条　前条但し書きに規定する自動車等を使用する通勤の許可は、「行吉学園自動車等通勤規程」に定めるところによる。

（通勤の経路）

第４条　通勤は、交通機関を利用する場合は、最も経済的な通常の経路によるものとし、自動車等を使用する場合は、最も短距離な通常の経路によるものとする。

（届　出）

第５条　教職員が次の各号に該当する場合は、理事長に「通勤届（別紙様式)」を提出しなければならない。

（1）新たに教職員となった場合

（2）この要領に規定する手当の支給対象となった場合

（3）この要領に規定する手当の支給対象外となった場合

（4）住居を変更した場合

（5）勤務先が異動した場合

（6）通勤方法を変更した場合

（7）運賃等の負担額の変更があった場合

（手当の支給対象）

第６条　手当の支給対象となる者は、次の各号に該当する教職員とする。

（1）通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員

（2）通勤のため自動車等を使用することを常例とする教職員（通勤距離が片道 2ｋｍ未満の者を除く。）

（手当の額）

第７条　手当は、前条に規定する支給対象者に月額により支給する。

２　前条第１号に該当する者の手当額は、通勤に利用する交通機関が発行する３ヶ月定期券（複数の交通機関を利用する場合は合算額）の３分の１相当額（10 円未満の端数を切り上げた額）とする。

　ただし、交通機関が３ヶ月定期券を発行していない場合は１ヶ月定期券の金額、定期

券を発行していない交通機関にあっては１ヶ月の通勤に要する回数券の金額、定期券及び回数券を発行していない交通機関にあっては１ヶ月の通勤に要する運賃等の金額とする。

3　前条第2号に該当する者の手当額は、別表「自動車等を使用する場合の手当額」に表記する金額とする。

4　前条第1号と同第2号に併せて該当する者の手当額は、前第2項及び第3項に規定する金額を合算した金額とする。

5　月の途中で手当の支給対象となった者及び支給対象外となった者の手当額は、日割り計算による金額を支給する。

6　前項の日割り計算による金額は、当該月の暦日数を分母とし、支給対象となった以降の日数及び支給対象外となるまでの日数を分子として算定し、円未満の端数を四捨五入した額とする。

7　手当額の変更は、変更する事由が発生した日が属する月の翌月からとし、事由の発生日が月の初日である場合はその月からとする。

8　手当の最高支給限度額は、150,000円（所得税法施行令に定める非課税限度額）とする。

（支給の停止）

第８条　手当の支給を受けている者が月のうち1日も出勤しなかった場合は、当該月の手当は支給しない。

（業務の所管等）

第９条　この要領に関する業務は、総企画務部総務課総務人事担当（以下「総務人事担当」という。）及び大学庶務担当（以下「大学庶務担当」という。）が所管する。

2　通勤届は、各キャンパスの大学庶務担当又は認定こども園事務室を経て総務人事担当へ提出するものとする。

3　大学庶務担当又は認定こども園事務室は、教職員から前項の届け出があったときはその内容、事情等を確認のうえ総務人事担当に提出するものとする。

（改　廃）

第10条　この要領の改廃は、理事長が行う。

附　則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年10月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附　則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附　則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年 11 月 20 日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年５月 13 日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年７月１日から施行する。

（別　表）

自動車等の交通用具を使用する場合の手当額（第７条関係）

通勤距離（片道）	手当額
２キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,300 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	13,500 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	19,700 円
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	25,900 円
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	32,300 円
55 キロメートル以上 65 キロメートル未満	38,700 円
65 キロメートル以上 75 キロメートル未満	45,700 円
75 キロメートル以上 85 キロメートル未満	52,700 円
85 キロメートル以上 95 キロメートル未満	59,600 円
95 キロメートル以上	66,400 円

(1) 自動車等の交通用具を使用する者が一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合

上表の金額と１か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額

(2) 交通機関と交通用具を用いて通勤する者（第７条第４項）の最高限度額　150,000 円

(3) (2) に該当する者が一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合

第７条第４項に定める額と１か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）

との合計額　（最高限度額 150,000 円）

※「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のため使用する交通用具の駐車場等のうち、その者が勤務する場所の周辺又は通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他施設の周辺にあるものをいい、受給者は賃貸借契約書（写）等の提出を要する。